政　令

中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四号

中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第七項において準用する同法第九条の八第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　国に対する資金の貸付け

三　預金保険機構に対する資金の貸付け

第十五条第二項中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三